

富田林市本人通知制度に関する要綱

平成21年10月21日

要綱第72号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前登録をした者に対し、その交付の事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条

の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(登録対象者)

第3条 この要綱による事前登録（以下「事前登録」という。）の対象者は、住基法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者（消除された住民票に記録されている者を含む。）及び戸籍の附票に記録されている者（除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）並びに戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録手続)

第4条 事前登録を希望する者（以下「事前登録希望者」という。）は、富田林市本人通知制度事前登録申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申し込みをする場合において、事前登録希望者は、市長に対し本人による申し込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（写真が貼付されたものに限る。）その他本人であることを証する書類を提示しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらを提示することができない場合は、市長が適当と認める書類を提示して事前登録希望者が本人であることを説明させる方法その他市長が適当と認める方法によるものとする。

3 第1項の申し込みを代理人によりしようとするときは、事前登録希望者の代理人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。（本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合を除く。）

(2) 法定代理人以外の者 委任状

- 4 事前登録希望者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。
- 5 電子申請による事前登録希望者は、個人番号カードの公的個人認証サービスを使用し、第1項の申込みをすることができる。

（登録）

第5条 市長は、前条の申し込みがあつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、富田林市本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとし、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事前登録者の登録期間は、無期限とする。ただし、本人通知の対象となる住民票の写し等が、次に掲げる書面のみとなる場合の登録期間については、その事由発生日（消除又は除かれた日）と登録者名簿に登録した日のいずれか遅い日の翌開庁日から起算して5年とする。

- (1) 消除された住民票の写し
- (2) 消除された戸籍の附票の写し
- (3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書
- (5) 磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

- 3 前項ただし書に規定する登録期間の満了後、引き続き事前登録を希望する者は、当該登録期間の満了する日の3月前から満了の日までの間に、前条第1項の規定により申し込まなければならない。

（変更及び登録廃止）

第6条 市長は、住基法又は戸籍法の規定により、登録者名簿に登録されてい

る事項に変更の事実があったことを知ったときは、当該事項を変更することができる。

2 事前登録者が前条の登録を廃止しようとするときは、富田林市本人通知制度事前登録廃止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、富田林市住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により当該事前登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、市長が当該請求について特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1） 住民票の写し等の交付年月日

（2） 交付した住民票の写し等の種別及び通数

（3） 交付請求者の種別

（4） 自己の代理人による交付の場合にあっては、当該代理人の氏名及び住所

（廃止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

（1） 第6条第2項に規定する廃止の届出があったとき。

（2） 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。

（3） 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（4） 第5条第2項に規定する登録期間が経過したとき。

（5） その他市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第41号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年要綱第88号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市本人通知等制度に関する要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年要綱第41号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市本人通知制度に関する要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年要綱第74号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市本人通知制度に関する要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている用紙につ

いては、当分の間、この要綱による改正後の富田林市本人通知制度に関する要綱の様式に関する規定による用紙とみなして使用することができる。